

湯沢市公用車カーシェアリング実証事業  
公募型プロポーザル  
実施要領

令和 6 年 4 月

秋田県湯沢市

## 1. 業務の概要

(1) 件名 湯沢市公用車カーシェアリング実証事業

### (2) 業務の目的

環境に優しい次世代自動車(※1)の利用促進、車両の所有から利用への転換、利用形態の多様化、利用率向上など、公用車の利活用と二次交通(※2)の整備促進に関する実証を目的とする。

※1 次世代自動車とは、「ハイブリッド自動車」、「電気自動車」、「プラグインハイブリッド自動車」、「燃料電池自動車」、「クリーンディーゼル自動車」を指す。

※2 二次交通とは、乗継拠点となる空港や駅等から、観光目的地までの交通手段のこと。

### (3) 業務内容

- ① 環境に優しい次世代自動車(ハイブリットカー等)を公用車として1台試験導入する。
- ② 車両は市で所有せずレンタル車両を活用することにより、車両管理負担の軽減を図る。
- ③ 車両の利用形態については、平日は公用車として使用し、バス、乗合タクシーなどの運行本数が減少する休日は、二次交通として市民や観光客等に利用開放するカーシェアリングを試行する。
- ④ カーシェアリングの利用状況等のデータを収集し、月毎にまとめた報告書を市に提供する。

### (4) 業務期間

令和6年6月中旬(予定:契約締結日の翌日) から 令和7年3月31日 まで

(注1) 事業者は、次世代自動車の調達及び市へのレンタル並びに市民等への休日カーシェアリングサービスの実施を、令和6年6月中旬の契約予定日以後できるだけ早い時期に開始すること。

(注2) カーシェアリングサービス部分は、駐車スペースの除雪作業の都合から降雪期間は行わないため、令和6年12月1日(日)までとし、降雪の状況により協議の上、予定期間を短縮または最長で令和7年1月13日(月・祝)まで延長する可能性がある。以降は公用車利用のみとする。

### (5) 提案上限額

2,102千円 (消費税及び地方消費税額を含む)

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すものである。

## 2. 実施形式

公募型プロポーザル方式

### 3. プロポーザル方式採用理由

公用車カーシェアリング実証事業についての専門的な知識及び実績を有する事業者を広く募り、本事業を円滑に実施するために最も適切な事業者を、企画提案の内容や価格等を総合的に評価するため、公募型プロポーザル方式による選定を採用する。

### 4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、本業務の実施に必要な能力を有し、下記に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 湯沢市物品購入等競争入札参加有資格者にあつては、本件の公募から契約候補者を選定するまでの間に、本市の指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 湯沢市物品購入等競争入札参加資格を有しない者は、企画提案書提出期限までに入札参加資格申請受付を完了していること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 湯沢市内に本社又は営業所を有する法人であり、業務運営に係る対面による打合せを複数回行うことが可能であること。あわせて、平日の公用車利用と休日等のカーシェア利用にかかる配車を円滑に行うことができること。
- (8) カーシェアリング実証事業を適切に行うため、不測の事態に対応することができる者を1名以上配置し、本業務を円滑に実施できること。

### 5. 参加申込方法及び参加要件適格確認

本プロポーザルに参加を希望する者は、湯沢市ホームページから必要書類等をダウンロードし、次のとおり必要書類を提出すること。

- (1) 提出書類 参加申込書兼誓約書(様式第2号)
- (2) 提出期限 令和6年5月13日(月)午後5時まで
- (3) 提出方法 持参、又は郵送によること。(土曜日、日曜日及び祝日を除く)。  
※郵送等で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によるものとし、提出期限内に必着のこと。
- (4) 受付時間 持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする
- (5) 提出部数 1部
- (6) 提出先 (後段13. 問合せ及び書類提出先を参照)

## 6. 応募者の失格事項

応募者が次の事項に該当すると本市が判断した場合は失格とする。ただし、本市がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りでない。

- (1) 本要領を順守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 応募資格を欠いていることが判明した場合
- (5) 提案された予算額が、本実施要領に記載する提案上限額を上回る場合
- (6) その他応募者の失格事項に相当するものと本市が判断した場合

## 7. スケジュール

日時	内容
令和6年4月23日(火)	プロポーザル公募 開始 (公告掲示・湯沢市ホームページ掲載)
令和6年4月25日(木)	参加申込 受付開始
令和6年5月2日(木) 午後5時まで	実施要領及び仕様書に関する質問書提出期限
令和6年5月8日(水) 午後5時まで	質問に対する回答期限
令和6年5月13日(月) 午後5時まで	参加申込書の提出期限
令和6年5月16日(木)	参加資格審査結果 通知
令和6年5月27日(月) 午後5時まで	提案書 提出期限
令和6年6月10日(月)	審査結果 通知・公開
令和6年6月14日(金)	提案内容を反映させた仕様の最終確認
令和6年6月18日(火)	契約締結(予定)・公開(予定)
令和6年7月上旬	指名委員会への報告
令和6年7月上旬	カーシェアリング実証事業 開始

## 8. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、下記により質問すること。ただし、審査に支障を来す質問や、評価基準及び他の参加者に関する質問は受け付けない。

- (1) 提出期限 令和6年5月2日(木) 午後5時まで
- (2) 提出方法
  - ・質問書(様式第1号)により、電子メールにて提出すること。
  - ・電子メールの表題は、「【事業者名】カーシェア事業プロポ質問」とすること。
  - ・提出先メールアドレス : ck-shinko-gr[at]city.yuzawa.lg.jp  
※ 【at】を@に置き換えてください。
  - ・電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
- (3) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年5月8日(水)午後5時までに、事業者名及び事業者を特定する内容を伏せた上で、湯沢市ホームページに掲載する。

## 9. 企画提案書等の提出について

参加資格審査結果通知により参加資格を有すると認められた者が提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年5月27日(月)午後5時まで
- (2) 提出書類 企画提案書(様式第3号)
- (3) 提出部数 6部(押印不要) ※見積書原本については、押印のこと。
- (4) 提出方法
  - ・ 持参、又は郵送によること。
  - ・ 持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする(土曜日、日曜日及び祝日を除く)。
  - ・ 郵送又は信書便で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によるものとし、提出期限内に必着のこと。

## 10. 審査方法及び審査基準

本プロポーザルにかかる審査は以下のとおりとする。

### (1) 書類審査

参加者から提出のあった企画提案書等について、審査員による書類審査を行う。

「企画提案書作成要領」に定められている企画提案書が提出されているかどうか確認した上で、提案予算額や提案内容を審査する。

### (2) プレゼンテーション審査

本実証事業の審査においては、実施しない。

ただし、提案内容に関して必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。

### (3) 審査基準

「湯沢市公用車カーシェアリング実証事業プロポーザル審査基準」に基づき審査する。

- ① 審査委員の合議により決した評価に基づく評点の合計点が最も高い上位1者を、契約交渉順位第1位の候補者(以下、「第1位の候補者」という。)として選定する。また、評点の合計点が第1位の候補者の次に高かった者を契約交渉順位第2位の候補者(以下、「第2位の候補者」という。)として選定する。評点の合計点の最も高い者が2者以上いるときは、企画提案の評価点が高い者を上位とする。
- ② 審査基準により算定した評点の合計点(150点満点)の5割を最低基準点とし、評点の合計点が最低基準点に満たない場合は契約候補者とししない。
- ③ 企画提案をする者が1者のみの場合であっても審査を実施する。その場合、評点の合計点が満点の5割以上となった場合に限り、第1位の候補者として選定する。

### (4) 審査結果の通知

- ① 審査結果の通知は、審査を受けた者全員に対して文書により通知する。また、湯沢市公式ホームページにおいて、参加者数、評点及び順位について公開する。第1位の候補者にあつては、速やかに契約協議を行うものとする。なお、電話による審査結果に関する問い合わせには一切応じない。

- ② 審査結果について、異議を申し立てることはできない。なお、審査結果が通知された日の翌日から起算して7日以内に、書面により審査結果の説明を求めることができる。この場合、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。

#### 11. 公募型プロポーザル参加に際しての留意事項

- (1)参加者は、参加申込書の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとする。
- (2)参加申込み後に辞退する場合は、辞退届(様式第4号)にて届け出ること。
- (3)提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (4)提出された書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて参加者が負うものとする。
- (5)書類の提出に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。また、造語及び略語は、専門用語又は一般用語を用いて初めて出た場所に定義を記述すること。
- (6)複数の企画提案書の提出はできない。
- (7)提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。(市が補正等を求める場合を除く。)
- (8)公募型プロポーザルに要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (9)選定された参加者の企画提案(プロポーザル)に盛り込まれた内容がすべて事業の契約内容になるとは限らない。

#### 12. 契約・協定に関する基本事項

本プロポーザルにかかる契約の締結方法及び協定に関する事項は、以下のとおりとする。

##### (1) 契約交渉

第1位の候補者との協議が不調となったと市が判断した場合は、第1位の候補者との交渉を終了し、第2位の候補者を繰り上げ、協議を行う。

##### (2) 契約の締結

第1位の候補者と当該業務についての基本仕様書及び提案内容に基づく協議を行い、内容について合意の上、契約用仕様書を作成するものとし、その契約用仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。なお、第2位の候補者を繰り上げた場合も同様とする。

##### (3) 支払方法

原則として、請求書による毎月払いとする。

##### (4) 協定

当該契約の他、必要に応じて本事業を推進するための協定を締結する場合がある。なお、協議が整わないと本市が判断した場合は、協定の締結は行わない。

13. 問合せ及び書類提出先

湯沢市役所 総務部企画課 地域活力振興班

〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町 1 番 1 号

TEL 0183-55-8274

FAX 0183-73-2117

メールアドレス : ck-shinko-gr【at】city.yuzawa.lg.jp

※ 【at】を@に置き換えてください。